

札幌市宿泊税の特別徴収事務

2025年7月

札幌市財政局税政部市民税課



目次

01

札幌市宿泊税の概要、導入スケジュール

02

札幌市宿泊税の特別徴収事務

03

特別徴収義務者への交付金

04

札幌市宿泊税システム整備費補助金

05

札幌市宿泊税の周知・広報

01 札幌市宿泊税の概要、導入スケジュール

1 宿泊税導入の目的

宿泊税は、札幌市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する「**法定外目的税**」です。

札幌市が「国内外の旅行者に選ばれる持続可能な観光都市として発展することを目的として、都市の魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」に導入します。

2 宿泊税の用途

宿泊税は、観光を取り巻く状況が絶えず変化していくことを踏まえ、次の分野を中心に既存事業の拡充や新たな事業に活用し、来訪者の満足度向上と観光業の持続的な発展を目指します。

- ✓ 来訪者がより快適に過ごせるための、受入環境の整備とおもてなしの向上
- ✓ 来訪者にとってより魅力的な観光都市であるための、観光資源の磨き上げと付加価値の向上
- ✓ 持続可能な観光地経営の推進

札幌市宿泊税の概要、導入スケジュール

3 宿泊税の徴収方法(特別徴収)

宿泊税の納税義務者は、札幌市に所在する、旅館・ホテル・簡易宿所又は民泊(以下「宿泊施設」という。)*の「宿泊者」ですが、札幌市が直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、札幌市に申告と納入をしていただきます。



*旅館業の許可を受けて営業を行う、旅館・ホテル・簡易宿所又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅が対象です。 03/35

札幌市宿泊税の概要、導入スケジュール

4 札幌市宿泊税の税率

札幌市宿泊税の税率は、一人一泊につき次の表のとおりです。

なお、北海道宿泊税も併せて徴収いただき、まとめて札幌市に申告、納入していただきます。

⇒北海道宿泊税は札幌市から北海道へ払い込みます。

宿泊料金※区分	税率	内訳	
		札幌市	北海道
2万円未満	300円	200円	100円
2万円以上5万円未満	400円		200円
5万円以上	1,000円	500円	500円

※宿泊料金は食事代や消費税等を除き、サービス料を含んだ、いわゆる「素泊まり料金」となります。

01 札幌市宿泊税の概要、導入スケジュール

5 札幌市宿泊税の課税免除

次のとおり、修学旅行等の一定の要件を満たすものについては、公益性の観点から宿泊税を課さないこととします。（課税免除の対象は北海道宿泊税と同じです。）

◆ 課税免除となる学校行事等

修学旅行やその他学校行事で、学校指導要領に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものが対象となります。

※上記のほか、外国大使館等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を免除します。

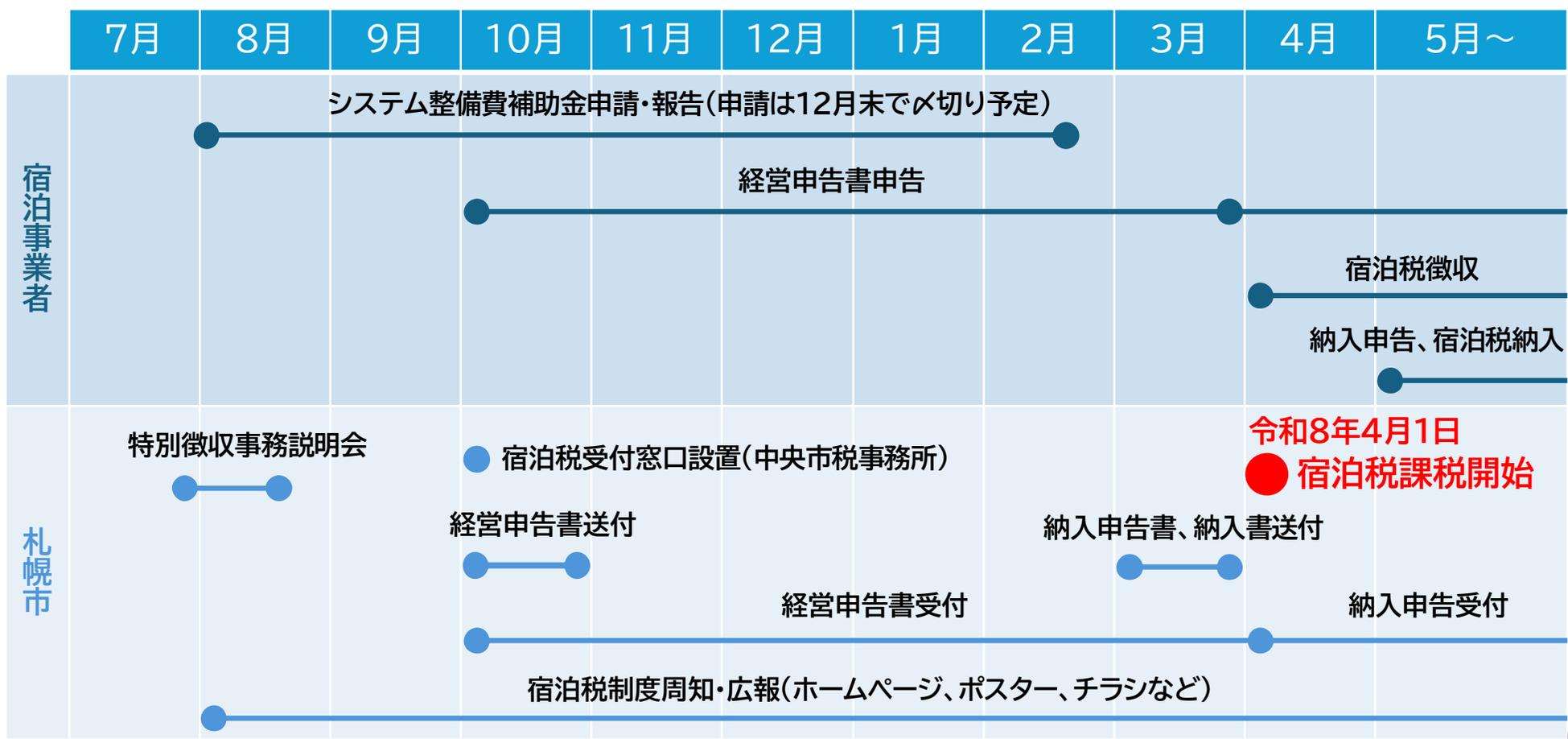
◆ 課税免除となる者

次の施設が行う課税免除となる行事に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者

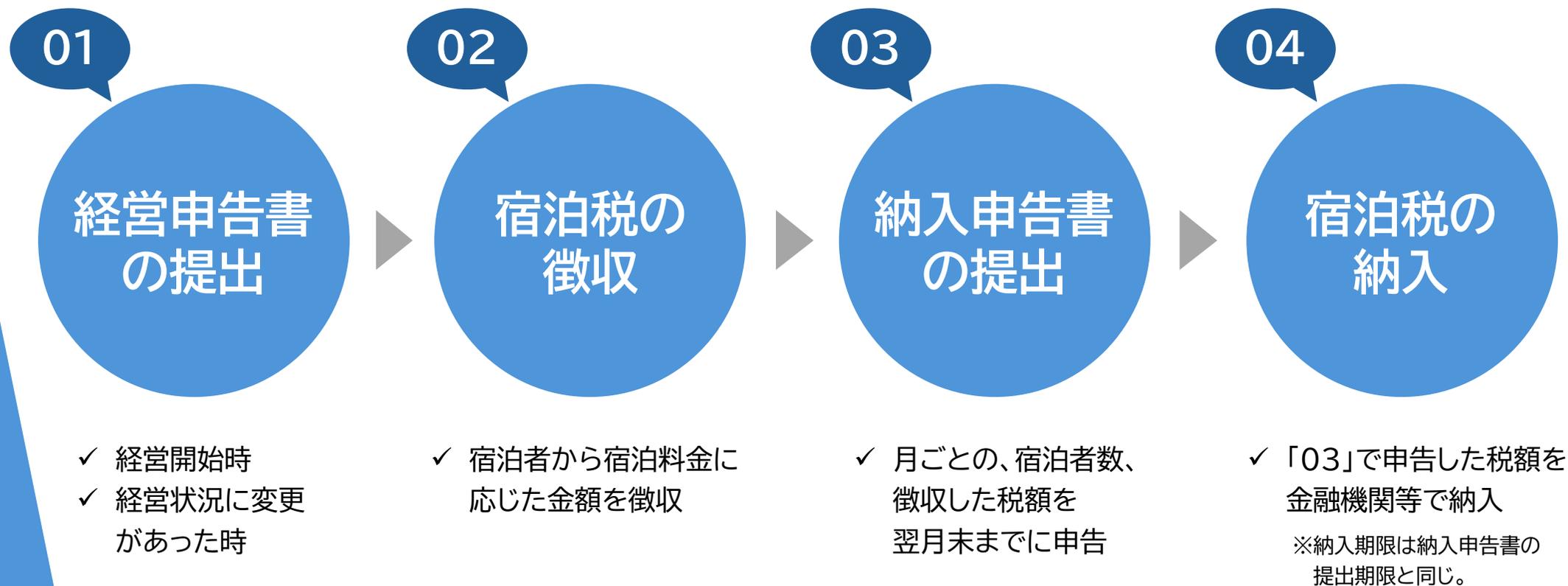
- ①幼稚園、②幼保連携型認定こども園、③小学校、④中学校、⑤義務教育学校、⑥高等学校、⑦中等教育学校、⑧特別支援学校、⑨高等専門学校、⑩保育所、⑪保育所型認定こども園、⑫家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認可外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）

札幌市宿泊税の概要、導入スケジュール

6 宿泊税導入スケジュール ※現時点での予定となります。



1 特別徴収義務者の手続きの流れ



宿泊施設の経営者は、旅館業法に基づく許可を受けた、又は住宅宿泊事業法に基づく届出をした時点で「特別徴収義務者」となり、宿泊施設の営業の開始、変更、廃止等について、手続きが必要となります。



令和8年4月1日より前から宿泊事業を営んでいる方は、令和8年3月31日までに「経営申告書」の提出が必要となります。



制度開始後、新たに宿泊施設の経営を開始する場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに札幌市へ「経営申告書」を提出する必要があります。

原則、宿泊施設ごと(許可・届出の施設ごと)に行いますが、次のすべての条件に該当する施設については、まとめて提出できるようにする予定です。

◆ まとめて提出できる施設の条件

- ① 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。
- ② 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

02

札幌市宿泊税の特別徴収事務

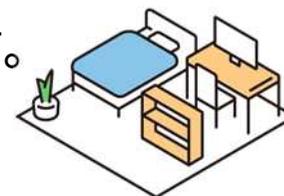
01

経営申告書の提出

受付印		宿泊税経営申告書			
令和●年●月●日 (宛先)札幌市長	申請者	個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)	●●●●●●●●●●●●●●●●		
	氏名又は名称 及び代表者名	株式会社 札幌市税観光 代表取締役 札幌 太郎			
	住所又は所在地	札幌市中央区北●条西●丁目1-1			
	担当部署名 及び担当者氏名	経理部 札幌 花子 (電話011-●●●●●●●●)			
札幌市宿泊税条例第9条第1項の規定により、次のとおり宿泊施設の経営について申告します。					
営業泊 許施 可設 等の	住所又は所在地	札幌市中央区北●条西●丁目1-1 電話011-●●●●●●●●			
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	サッポロセイカンコウ サッポロ 知り 株式会社 札幌市税観光 代表取締役 札幌 太郎			
	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業			
	旅館業における 許可等番号	札幌業許可(控)第●●●●号			
	許可等名義人との関係(注3)	本人			
施設	所在地	札幌市北区北●条西●丁目△番△号 電話011-●●●●●●●●			
	フリガナ 名称 又は届出番号	サッポロセイカンコウ 札幌市税ホテル			
	概要	床面積1,000㎡	客室数35室	収容人員80名	
	経営開始(予定)年月日	令和●年●月●日			
	住宅宿泊事業 における管理業者	住所	電話 -- --		
共同 事業 者	共同事業者の有無	有 ・ 無			
	住所又は所在地	電話 -- --			
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)				
の申 送付 書類 先類 (注4)	住所又は所在地	札幌市中央区北▲条▲丁目10-1 電話011-●●●●●●●●			
	フリガナ 氏名又は名称 (法人にあっては代表者氏名)	サッポロセイカンコウグループ 株式会社 札幌市税観光 総務部			
※ 処理 事項	処理年月日	宿泊税指定番号	備考		
	年 月 日				

- ◆ 必要な添付書類
- ① 旅館業営業許可書又は住宅宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面(写)
 - ② 宿泊に係る契約書面(宿泊約款等)(写)
 - ③ その他
⇒申請内容により必要となる書類がありますので、「特別徴収事務の手引き」をご確認ください。
- ※申告者が個人の場合、マイナンバーカード又は番号確認書類及び本人の身元確認書類の提出が必要です。

宿泊税の課税対象となる行為(課税客体)は、宿泊施設への宿泊です。宿泊者から、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収していただきます。



◆ 宿泊とは

「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」で、次の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ① その利用行為が契約上、宿泊としての取り扱いであるもの。
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの。



令和8年4月1日より前に予約があった場合でも、令和8年4月1日以後の宿泊には宿泊税が課税されます。

※令和8年3月31日から同年4月1日にかけて行われる宿泊には課税されません。

宿泊税は一人一泊につき、「**宿泊料金**」に応じた税率で徴収していただきます。

宿泊料金区分	税率	内訳	
		札幌市	北海道
2万円未満	300円	200円	100円
2万円以上 5万円未満	400円		200円
5万円以上	1,000円	500円	500円

◆ 宿泊料金とは

✓ 食事代や消費税等を除き、サービス料等を含んだ、いわゆる「素泊まり料金」のこと。

< 宿泊料金に「含むもの」の例 >

清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 など

< 宿泊料金に「含まないもの」の例 >

- ・ 食事代、遊興代、会議室の使用、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額
- ・ 消費税、地方消費税、入湯税等の税
- ・ 自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金等
- ・ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 など

< 宿泊料金の判断事例(一例) >

Q 宿泊プランの料金に食事代も含まれている場合はどう計算するのか？

A 食事代に相当する金額を除外した金額を宿泊料金とします。

※無料で食事が提供される場合は食事の対価に相当する金額がないものとして扱います。

Q 補助金や助成金があった場合はどう計算するのか？

A 補助金、助成金を宿泊料金の一部として取り扱う場合は、補助金等と宿泊者が支払う金額との合計が宿泊料金となります。

※補助金等で、結果として宿泊者が支払う金額が0円となった場合でも、宿泊料金は発生するので、宿泊税は課税されます。

Q 宿泊施設が独自に割引、優待をする場合はどう計算するのか？

A 割引、優待後の金額を宿泊料金とし、無料宿泊券や宿泊施設発行のポイントを充てた場合など、結果として、**宿泊料金が0円となる場合は、宿泊税は課税されません。**

Q 1室の宿泊料金を設定し1人当たりの料金を設定していない場合はどう計算するのか？

A 1室単位で料金が設定されているなど、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1人当たりの**宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額**を1人当たりの宿泊料金とします。

例) 1室25,000円の部屋に2人で宿泊
 $25,000円 \div 2 = 12,500円 \Rightarrow 300円 \times 2人$

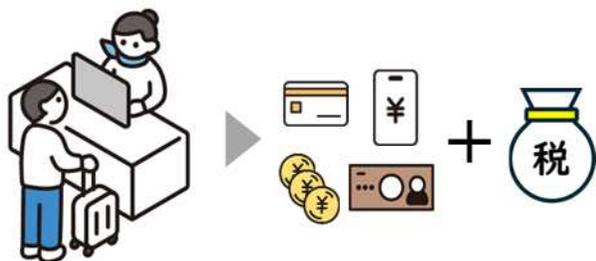
特別徴収義務者の徴収方法は定めていないため、事前決済時に宿泊料金と併せて徴収する方法や現地で徴収する方法であったり、現金に限らずクレジットカードでの徴収など、事業者が徴収しやすい方法を選択いただいて差し支えありません。



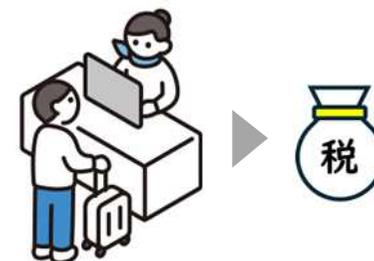
- ✔ 宿泊税がクレジットカードで支払われた場合の手数料は、宿泊事業者にご負担いただくこととなります。
- ✔ クレジットカード会社や旅行業者から宿泊事業者への入金まで時間差がある場合でも、宿泊者が宿泊した月の翌月末日までに、札幌市へ宿泊数と税額を申告・納付していただく必要があります。
- ⚠ 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合、地方税法(第733条の15第3項)の規定により、特別徴収義務者が当該税額を市に納入したうえで、納税拒否をした宿泊者に求償することになります。

< 宿泊税の徴収例 >

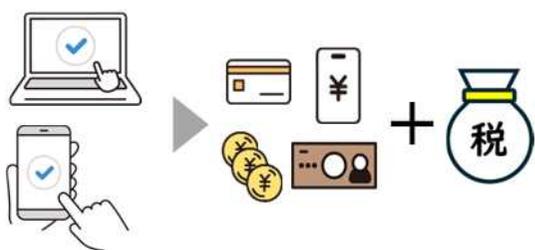
① 宿泊施設で宿泊料金と併せて徴収



② 宿泊料金は事前支払い + 宿泊施設で宿泊税のみ徴収



③ 宿泊料金 + 宿泊税を事前支払い(宿泊施設での支払なし)



✓ 旅行業者が旅行商品販売時に
宿泊税相当分を預かり、宿泊
事業者へ支払うことも可能

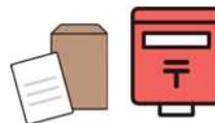
※パッケージ商品の代金に宿泊税を含める
場合は、その旨を明記する必要があります。

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊税について、原則、翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、札幌市に提出してください。



◆ 申告のサイクル

4月1日 ~ 30日の宿泊税	⇒	5月31日までに申告書を提出
5月1日 ~ 31日の宿泊税	⇒	6月30日までに申告書を提出
6月1日 ~ 30日の宿泊税	⇒	7月31日までに申告書を提出



※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告期限になります。



期限後に申告書を提出された場合、本来の税額のほか、加算金が課される場合があります。

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、3か月分をまとめて年4回の申告とすることができる、特例制度を設けます。

特例を受けるためには、所定の要件を満たし、かつ、申請・承認が必要となります。

<特例の承認を受けた場合の申告期限>

	①	②	③	④
宿泊月	3月～5月分	6月～8月分	9月～11月分	12月～2月分
申告期限	6月末日	9月末日	12月末日	3月末日

◆ 特例制度適用の要件(主なもの)

- ✓ 申請前12か月間(以下「対象期間」という。)の納入すべき宿泊税が240万円以下であること。
- ✓ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けず、申告が適正に行われていること。
- ✓ 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- ✓ 申請の12か月前の月の初日までに経営を開始し、かつ経営申告書を提出していること。



特例を受けた場合、申告期限と同様に宿泊税の納入期限も年4回となります。

02

札幌市宿泊税の特別徴収事務

03

納入申告書の提出

宿泊税月計表

令和●年 ● 月分

宿泊施設名	札幌市税ホテル			指定番号	●●●●●●●●	
日付	宿泊数(泊)				宿泊数(泊)	
	税率300円	税率400円	税率1,000円	合計	(課税対象外)	その他(課税対象外)
1	20	15	0	35	0	0
2	32	21	0	53	0	0
3	36	30	0	66	0	0
4	22	11	0	33	0	0
5	30	28	1	59	0	0
6	27	25	0	52	1	1
7	24	22	0	46	0	0
8	23	21	0	44	0	0
9	26	24	0	50	0	0
10	33	31	1	65	0	0
11	22	24	0	46	0	0
12	12	14	0	26	0	0
13	21	23	0	44	0	0
14	27	25	0	52	0	0
15	28	26	0	54	1	0
16	25	23	0	48	0	0
17	26	24	0	50	0	0
18	18	16	0	34	0	0
19	22	20	0	42	0	0
20	23	25	0	48	0	0
21	30	28	1	59	0	0
22	31	33	2	66	1	0
23	32	30	0	62	0	0
24	24	22	0	46	0	0
25	26	28	0	54	0	0
26	28	30	0	58	0	0
27	30	29	0	59	0	0
28	31	24	0	55	0	0
29	24	29	0	53	0	0
30	26	24	0	50	0	0
31	24	20	0	44	0	0
合計	803	745	5	1,553	3	1
宿泊税額				543,900円		

- ### ◆ 記入事項・注意点
- ✓ 納入申告書の内訳を宿泊年月日ごとに記入します。
 - ✓ 札幌市分、北海道分を分けずに、合計した税率の区分ごとに記入します。
 - ✓ 課税対象外(課税免除等)の宿泊数も記入が必要です。
 - ✓ 宿泊がない月(宿泊数がゼロの月)は提出の必要はありません。
 - ✓ 記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

「宿泊税納入申告書」、「宿泊税月計表」は、郵送、窓口への持参、または電子申告(eLTAX)にて、札幌市に提出してください。

◆ 札幌市の窓口(提出先)

〒060-8649

札幌市中央区南3条西11丁目

札幌市中央市税事務所 6階

諸税課事業所税係(宿泊税担当)

TEL 011-596-6818

※令和7年10月1日に上記窓口を設ける予定です。



郵便の場合、原則として札幌市に届いた日が申告日となりますが、郵便局(郵便官署)の消印があれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

「宿泊税納入申告書」で申告した宿泊税は、納入期限(申告期限と同じ)までに「宿泊税納入書」で札幌市に納入してください。

なお、eLTAXで電子申告をした場合は、地方税共通納税システムを用いて、金融機関の口座やクレジットカードなどから電子で納入することも可能です。

◆ 納入のサイクル

4月1日 ~ 30日の宿泊税	⇒	5月31日までに納入
5月1日 ~ 31日の宿泊税	⇒	6月30日までに納入
6月1日 ~ 30日の宿泊税	⇒	7月31日までに納入



※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が納入期限になります。



期限後に納入されると、延滞金がかかる場合があります。

◆ 宿泊税の納入場所

【全国の本店支店及び出張所で納められる金融機関】

北洋銀行、北海道銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行

【全国のゆうちょ銀行及び郵便局】

札幌市外のゆうちょ銀行および郵便局では、札幌市の郵便振替払込取扱票でのみ納付できます。

【北海道内の本支店及び出張所で納められる金融機関】

北海道信用金庫、室蘭信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、北門信用金庫、北空知信用金庫、日高信用金庫、渡島信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北星信用金庫、大地みらい信用金庫、遠軽信用金庫、北見信用金庫、北海道労働金庫、札幌市農業協同組合

【札幌市内の本支店及び出張所で納められる金融機関】

青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四北越銀行、SBI新生銀行、北央信用組合、札幌中央信用組合、空知商工信用組合、ウリ信用組合、あすか信用組合、サツラク農業協同組合、北海道信用農業協同組合連合会、北海道信用漁業協同組合連合会

【札幌市が設置する納付窓口】

各市税事務所納税課、財政局税政部納税指導課

※電子納入の場合は、地方税共通納税システムを利用（申告もeLTAXにて電子で行う必要があります。）

02

札幌市宿泊税の特別徴収事務

04

宿泊税の納入

北海道 札幌市		市町村コード 011002		北海道 札幌市		市町村コード 011002		北海道 札幌市		市町村コード 011002	
口座番号 02700-6-960033		加入者名 札幌市会計管理者		口座番号 02700-6-960033		加入者名 札幌市会計管理者		口座番号 02700-6-960033		加入者名 札幌市会計管理者	
年度 8		申告期間 令和8年5月分		年度 8		申告期間 令和8年5月分		年度 8		申告期間 令和8年5月分	
宿泊税指定番号		税額 5,439.00		宿泊税指定番号		延滞金		宿泊税指定番号		延滞金	
納入金額		延滞金		納入金額		加算金		納入金額		加算金	
合計額 5,439.00		合計額 5,439.00		合計額 5,439.00		合計額 5,439.00		合計額 5,439.00		合計額 5,439.00	
申告区分 (10)		法定納期限 令和8年6月30日		申告区分 (10)		法定納期限 令和8年6月30日		申告区分 (10)		法定納期限 令和8年6月30日	
住所又は所在地 札幌市中央区北条西1丁目1-1		氏名又は名称 株式会社 札幌市税観光		住所又は所在地 札幌市中央区北条西1丁目1-1		氏名又は名称 株式会社 札幌市税観光		住所又は所在地 札幌市中央区北条西1丁目1-1		氏名又は名称 株式会社 札幌市税観光	
上記のとおり領収しました。		領収日付印		上記のとおり納入します。		領収日付印		上記のとおり通知します。		領収日付印	
右欄に領収日付印のない領収証書は無効です。		(納入者保管)		※この領収証は5年間保存してください。		(札会認〇〇-〇〇)		(金融機関又は郵便局保管)		(札会認〇〇-〇〇)	

◆ 記入事項・注意点

- ✓ 納入対象月の宿泊税額を記入します。
⇒特例を受けている場合は対象期間の合計額
- ✓ 納入申告書の税額と金額が一致していることを確認してください。
- ✓ 申告区分、法定納期限を忘れずに記入してください。
- ✓ 「納入者保管用」、「金融機関又は郵便局保管用」、「札幌市主管課保管用」があり、それぞれ記入が必要です。

札幌市宿泊税の特別徴収事務

2 経営申告書、納入申告書・月計表、納入書の様式

宿泊税の申告・納入に使用する、各種様式については、札幌市公式ホームページにデータを掲載するほか、次のとおり特別徴収義務者へ送付する予定です。

◆ 経営申告書について

- ✓ 受付開始を予定している令和7年10月に、特別徴収義務者へ申告の案内と共に申告書を送付します。
⇒札幌市保健所において①旅館業の許可を受けている旅館・ホテル・簡易宿所の代表者、
②住宅宿泊事業の届出をして登録されている住宅宿泊事業の代表者へ送付します。

◆ 納入申告書・月計表、納入書について

- ✓ 毎年3月頃に、1年分(翌年度分)をまとめて、特別徴収の手引きと共に特別徴収義務者へ送付します。
⇒提出いただいた経営申告書の情報を基に送付します。
- ✓ 特別徴収義務者の情報や宿泊税指定番号などを予め印字したものを送付します。

札幌市宿泊税の特別徴収事務

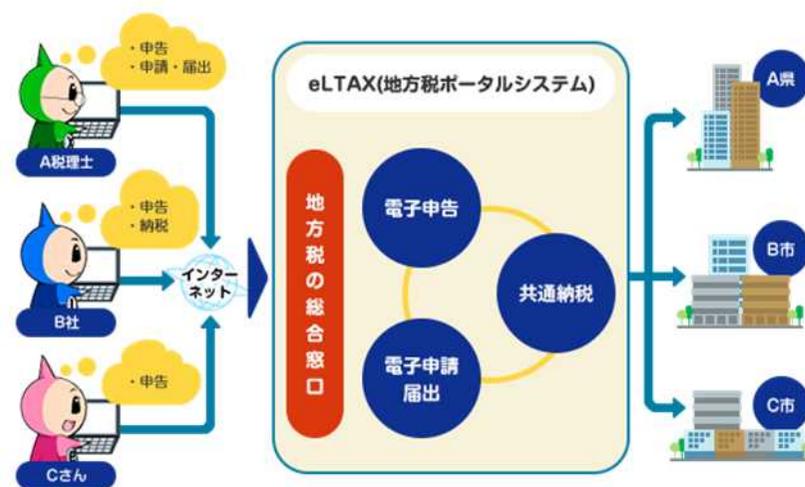
3 eLTAX(エルタックス)

「地方税ポータルシステム」の呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。(URL:<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

◆ eLTAXの概要

- ✓ 自宅やオフィスから、インターネットを通じて、申告や納税の手続きが可能。
⇒市や金融機関の窓口に出向いたり、手続きで順番待ちをしたりする必要がありません。
- ✓ サービスは利用無料
⇒電子証明書を事前に準備していただく必要があります。
- ✓ 宿泊税のほかに、法人市民税や個人住民税(特別徴収関係)など、他の税目も、利用可能。

<エルタックスの利用イメージ>



画像引用元: 地方税共同機構 エルタックスHP
(<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/>)

札幌市宿泊税の特別徴収事務

4 修学旅行生等の課税免除

札幌市宿泊税の課税免除にかかる修学旅行等であることの証明書

宿泊日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 () 泊
活動の種類	<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの <input type="checkbox"/> 修学旅行・宿泊学習 <input type="checkbox"/> その他学校行事 ()
	<保育所等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの <input type="checkbox"/> 行事 ()
宿泊施設名称	
課税免除となる宿泊人数(※)	
備考	

※課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事に参加している方及び引率の方が含まれます。
引率の方とは、学校教育法上の観点から生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者、心身の障がい等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。

上記の宿泊については、札幌市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事等に該当するものであることを証明します。

年 月 日

所在地	
学校名又は施設名	
学校長名又は施設長名	

<記載等にあたっての注意事項>
1 エクセル様式上で着色している箇所の欄を記入してください。
2 □の箇所は該当の項目を選択し■にしてください。
3 印刷し、手書きしていただいても結構です。
4 押印は不要ですが、学校長、施設長以外の方が無断で作成し、又は改変を行った場合は有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、私電磁的記録不正作出罪に当たる可能性がありますのでご注意ください。
5 本証明書は宿泊施設にご提出ください。

修学旅行生等を課税免除とする場合、学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けてください

◆ 記入事項・注意点

- ✓ 宿泊日、活動の種類、課税免除の宿泊人数などを記入し、学校長・施設長が作成します。(押印は不要です。)
- ✓ この証明書は、特別徴収義務者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。
⇒ 宿泊税の調査を実施する際に保存等の状況について確認を行う場合があります。

札幌市宿泊税の特別徴収事務

5 領収書への宿泊税額の表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

表示は日本語で「宿泊税」、英語は「Accommodation Tax」で統一してください。

(例1)客室料金に宿泊税を含めない料金設定

領収書		
〇〇様		〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	300円
合計		11,450円
〇年〇月〇日 札幌市中央区北〇条西〇丁目 〇〇旅館		
印紙	受領印	

領収書		
〇〇様		〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
合計		11,450円
上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。		
〇年〇月〇日 札幌市中央区北〇条西〇丁目 〇〇旅館		
印紙	受領印	

(例2)客室料金に宿泊税を含める料金設定

領収書		
〇〇様		〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,450円
	合計	11,450円
上記金額には、消費税等1,000円、入湯税額150円、 宿泊税額300円が含まれています。		
〇年〇月〇日 札幌市中央区北〇条西〇丁目 〇〇旅館		
印紙	受領印	

 宿泊税の名称と額が明確に表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の課税対象となります。

札幌市宿泊税の特別徴収事務

6 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を保存する必要があります。

◆ 帳簿とは

- ✓ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊をした者の総数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数・宿泊税額の記載があるもの。
⇒上記事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。
例)総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等
- ✓ 保存期間は、納入申告書を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで。

◆ 書類とは

- ✓ 宿泊の際に作成される書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの。
例)売上伝票、契約書、予約表、宿泊カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書等
- ✓ 保存期間は、納入申告書を提出すべき期限の翌日から起算して2年を経過する日まで。



電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録(電子データ)をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。
⇒その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

特別徴収義務者への交付金

1 特別徴収義務者交付金の概要

特別徴収事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図ることを目的に、納入期限内に納入いただいた宿泊税額の3.5%*を特別徴収義務者へ交付します。

なお、北海道宿泊税の交付金についても、札幌市でまとめて交付します。

※交付金の率は2.5%が基準となりますが、導入から5年間(令和13年度まで)は、1%を加算して、3.5%を交付します。(北海道も同じ取り扱いとなります。)

2 特別徴収義務者交付金の計算方法

交付金は年度の納入税額(4月～3月申告納入分)ごとに計算し、年1回の交付となります。対象となる年度の納期内納入税額に3.5%を乗じ、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます*。

※札幌市、北海道それぞれの納入税額に対して交付金を計算するため、それぞれで計算した金額に対して端数処理を行います。

3 特別徴収義務者交付金の交付申請手続き(流れ)

① 対象年度の納入税額(4月～3月申告納入分)が確定した後、札幌市で金額を計算



② ①で計算した金額を印字した「交付金交付申請書兼請求書(以下「申請・請求書」という。)」を特別徴収義務者へ送付



③ 特別徴収義務者は申請・請求書に記載された金額を確認の上、申請・請求書に交付金を振り込む口座番号等を記入の上、札幌市へ提出



④ 札幌市は、特別徴収義務者から提出された申請・請求書を審査し、記載の口座へ交付金を振り込む。

札幌市宿泊税システム整備費補助金

1 札幌市宿泊税システム整備費補助金の概要

宿泊事業者の宿泊税に関する事務負担の軽減と札幌市宿泊税の円滑な導入を図ることを目的に、宿泊事業者に対し、札幌市宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修や構築、ハードウェアやソフトウェアの購入等に係る費用の一部を補助します。

◆ 補助金の額

補助率、1宿泊施設あたりの上限額は次の表のとおりです。

補助率	1施設あたりの上限額
2分の1	50万円

◆ 補助対象者の主な条件

- ✓ 札幌市内に宿泊施設を有し、かつ札幌市内で事業を営んでいること。
- ✓ 札幌市税を滞納していないこと。
- ✓ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団、暴力団員に認められる者ではなく、その暴力団、暴力団員に関係する者でないこと。

札幌市宿泊税システム整備費補助金

1 札幌市宿泊税システム整備費補助金の概要

◆ 補助の対象となる経費の例

- ✓ 既存のレジシステムの改修
- ✓ 新たなレジシステムの構築
- ✓ ソフトウェアの購入
- ✓ パソコン、タブレット、プリンター、
スキャナー及びそれらの複合機器の購入
- ✓ POSレジ、モバイルPOSレジ、
宿泊税用券売機の購入

例1)
毎日の宿泊者数と宿泊税額
を月ごとに集計する機能の
追加

日付	宿泊数（泊）			合計	宿泊数（泊）	
	税率300円	税率400円	税率1,000円		（課税対象外）	（課税対象外） （課税対象外）
1	20	15	0	35	0	0
2	32	21	0	53	0	0
3	36	30	0	66	0	0
4	22	11	0	33	0	0

例2)
領収書に「宿泊税」の
印字をする機能の
追加

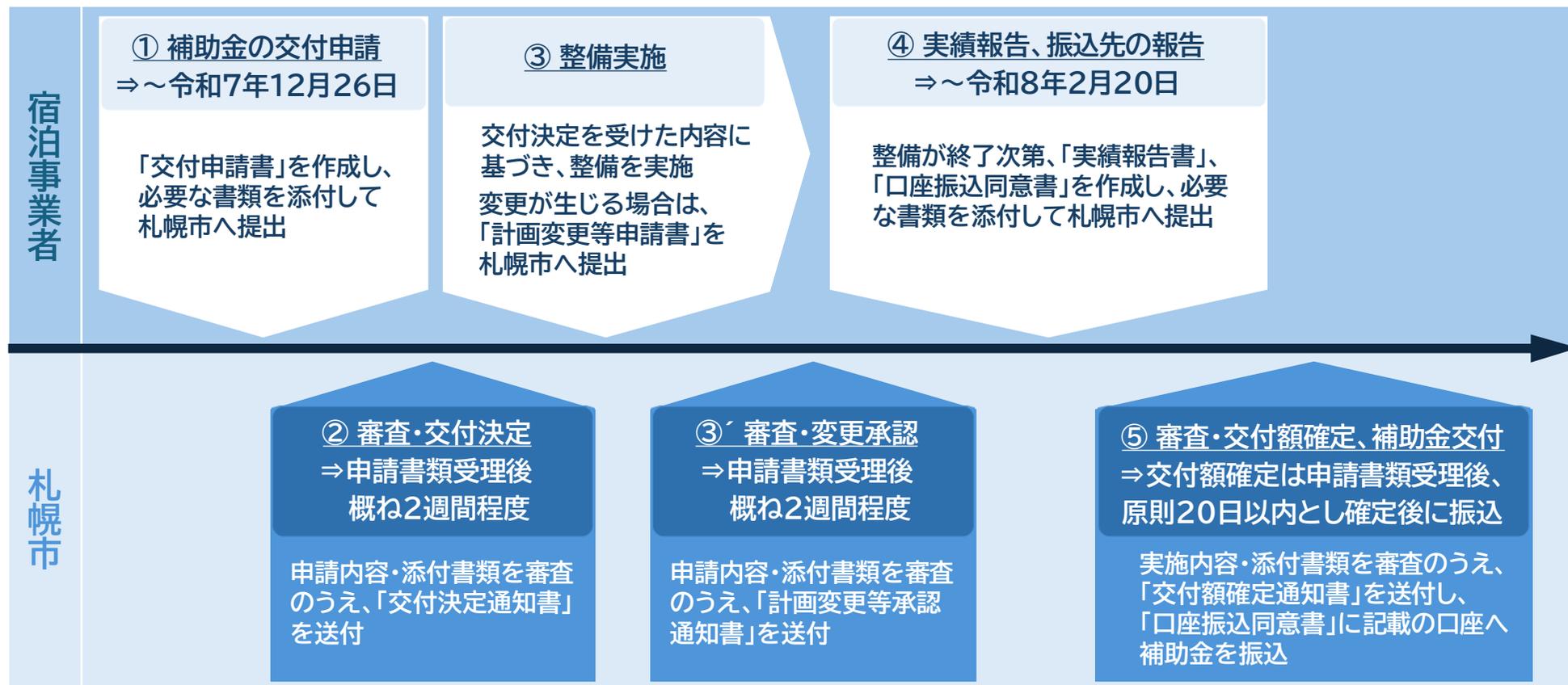
〇〇様 領収書		
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	300円
	合計	11,450円

◆ 補助の対象とならない経費の例

- ✓ クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダー料金等）
- ✓ 消費税及び地方消費税相当分
- ✓ 国等の補助金の交付対象となっている経費
- ✓ システム事業者との打ち合わせ等のために要した交通費や飲食費

札幌市宿泊税システム整備費補助金

2 札幌市宿泊税システム整備費補助金の申請手続き(流れ)



札幌市宿泊税システム整備費補助金

3 札幌市宿泊税システム整備費補助金の申請窓口

札幌市宿泊税システム整備費補助金は、事務局を設け受け付けを行う予定です。

申請方法や受付開始時期などの詳細については、決まり次第、本市公式ホームページのほか、補助金の担当事務局より発送予定のダイレクトメールにてご案内します。

◆ 申請窓口

調整中

札幌市宿泊税の周知・広報

1 ポスター、チラシ等の作成

ポスター、チラシ等を作成し、札幌市宿泊税制度の周知・広報を実施します。
 空港や地下鉄駅のほか、市有施設等にポスターを掲示し、チラシ等も適宜、配架します。
 ⇒宿泊施設でのポスター掲示、チラシ等の配架についてご協力をお願いする予定です。

ポスター(案)

チラシ(案)

リーフレット(案)



札幌市宿泊税の周知・広報

2 様々な媒体での周知・広報

札幌市公式ホームページや広報さっぽろなど、札幌市の広報媒体を活用した広報はもちろん、旅行会社や航空会社と連携した広報や新千歳空港等でのサイネージを活用した広報、旅行雑誌への記事掲載など、様々な媒体を用いて、制度周知に努めます。



3 北海道との連携

札幌市の宿泊税導入について、北海道の広報ポスター等に情報を掲載いただくほか、統一感のあるデザインとするなど、北海道と連携・協力しながら周知・広報を実施します。

